

第 47 回委員会
資料第 3 号

昭和31年10月8日

国際原子力機関憲章(案)

科学技術庁原子力局

c111-027-003



全書
第1巻

国際原子力機関憲章（案）

第一条 機関の設立

この憲章の当事国は、以下に定める条件に基づき国際原子力機関（以下「機関」という。）を設立する。

第二条 目的

機関は、世界の平和、健康及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、及び増大するように努力しなければならない。機関は、さき限り、機関がみずから提供し、その要請により提供され、又はその監督下若しくは管理下において提供された援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを確保しなければならない。

第三条 任務

A 機関は、次のことを行う権利を有する。

(一)



(三)

ノ 全世界における平和的利用のための原子力の研究、開発及び実用化を奨励し
かつ援助し、要請があつたときは、機関のいずれかの加盟国による他の加盟国
のための任務の実施又は物資、設備及び施設の供給を確保するため仲介者とし
て行動し、並びに平和的目的のための原子力の実用化に役立つ活動又は任務を
行うこと。

2 平和的目的のための原子力の研究、開発及び実用化（電力の生産を含む。）
の必要を満了するための、世界の低開発地域におけるその必要に妥当な考慮を払
つた上で、この憲章に従つて、物質、任務、設備及び施設を提供すること。

3 原子力の平和的利用に関する科学上及び技術上の情報の交換を促進すること。

4 原子力の平和的利用の分野における科学者及び専門家の交換を奨励すること。

5 機関がみずから提供し、その要請により提供され、又はその監督下若しくは
管理下において提供された特殊核分裂性物質その他の物質、任務、設備、施設
及び情報がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないことを

確保するための保障措置を設け、かつ、施行し、また、機関の監督下又は管
理下にないいずれかの二国間又は多数国間の取極の当事国の要請があつたとき
は、それらの取極に対しても前記の保障措置を適用すること。

6 健康を保護し、並びに人命及び財産に対する危険を最小限度にするための安
全上の基準（労働条件のための基準を含む。）を設け、又は採択すること。
機関みずからの活動、並びに機関みずから提供し、その要請により提供され
又はその管理下若しくは監督下において提供された物質、任務、設備、施設及
び情報を利用する活動に対して前記の基準が適用されるよう措置を執ること。
並びに、機関の監督下又は管理下にないいずれかの二国間又は多数国間の取極
の当事国の要請があつたときは、その取極に基く活動に対して前記の基準が適
用されるよう措置を執ること。

7 関係地域で機関の利用に供される施設、工場及び設備が不適当であるか又は
機関が不満足であると考える条件で利用に供されるときはいつでも、機関が

(三)

その認められた任務を遂行するため有用な施設、工場及び設備を取得し、又は設置すること。

B 機関は、その任務を遂行するに当り、次のことを行うものとする。

- 1 保障これに世界的軍備縮小の確立を促進する国際連合の政策に従い、かつ、その政策に従つて締結されたすべての国際協定に従つて機関の事業を行うこと。
- 2 機関が受領する特殊核分裂性物質の利用につき、それらの物質が平和的目的にのみ利用されることを確保するため管理を設定すること。
- 3 機関の資源を、世界の低開発地域における特別の必要を考慮した上で、世界のすべての地域における効果的な利用及び最大限の一般の利益を確保するよう方法により配分すること。

4 機関の事業に関する報告を国際連合総会に提出し、かつ、適当な場合には、安全保障理事会に提出すること。機関の事業に関して安全保障理事会の権限内の問題が生じたときは、機関は国際の平和及び安全の維持に関して主要な責任

を負う機関たる安全保障理事会に通告するものとし、また、この憲章に基づき機関にとつて可能な措置（第十二条Cに定める措置を含む。）を執ることができ

る。
5 経済社会理事会その他の国際連合の機関に対し、それらの機関の権限内の問題に関し報告を提出すること。

C 機関は、その任務を遂行するに際し、この憲章の規定に反する政治上、経済上、軍事上その他の条件に従う加盟国に対しては援助を行つてはならない。

D この憲章の規定及びいずれかの国又は一群の国と機関との間で締結された諸協定の条項に従うことを条件として、機関の事業は、諸国の主権に対して妥当な尊敬を払つて実施しなければならない。

第四章 加盟国の地位

A 国際原子力機関の原加盟国は、この憲章が署名のため開放された後九十日以内にこの憲章に署名した国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国を批准書を寄託

したものとす。

B. 機関の他の加盟国は、国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国であるかどうかを問わず、機関の加盟国としての地位を理事会の勧告に基き総会が承認した後、この憲章の受諾書を寄託する国とする。理事会及び総会は、いずれかの国を加盟国として勧告し及び承認するに当り、当該国が機関の加盟国としての義務を履行する能力及び意思を有することを、国際連合憲章の目的及び原則に従って行動することについてその国の能力及び意思に妥当な考慮を払つた上で決定しなければならない。

C. 機関は、すべての加盟国の主権平等の原則を基礎とし、すべての加盟国は、加盟国としての地位から生ずる権利及び利益をすべての加盟国に確保するため、この憲章により加盟国が負う義務を誠意をもって遂行しなければならない。

第五条 総会

A. すべての加盟国の代表者からなる総会は、年次通常会期において、また、理事会又は加盟国の過半数の要請により事務局長が招集する特別会期において会合する。

B. それらの会期において、各加盟国は、一人の代表を出すものとし、代表は、代表代理及び顧問を伴うことができる。代表団の出席の費用は、当該加盟国が負担する。

C. 総会は、各会期の初めに議長及び必要とされる他の役員を送出する。それらの者は、その会期中その職にとどまる。総会は、この憲章の規定に従い、総会の手続規則を採択する。各加盟国は、一個の投票権を有し、決定は、この憲章に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する加盟国の多数決により採択される。

加盟国の過半数をもって定数とする。

D. 総会の任務は、次のとおりとする。

一 第六条の規定に従って理事会の構成員を送出すること。

二 第四条の規定に従つて新たな加盟国の加盟を承認すること。
三 第十九条の規定に従つていずれかの加盟国の加盟国としての特権及び権利を
停止すること。

四 理事会の年次報告を審議すること。
五 第十四条の規定に従い理事会が勧告する機関の予算を承認し又はその予算を
その全体若しくは部分についての勧告を附して理事会に対し総会への再提出の
ため返却すること。

六 第十二条Cにいう報告に関する場合を除くほか、機関と国際連合との間の関
係に関する協定に従つて国際連合に提出すべき報告を承認し、又はその報告を
総会の勧告を附して理事会に返却すること。

七 機関と国際連合及び他の機関との間の第十六条に定める協定を承認し、又は
それらの協定を総会の勧告を附して理事会に対し総会への再提出のため返却す
ること。

八 第十四条Gの規定に従つて理事会の借入権能の行使に関する規則及び制限を
承認すること。

九 第十八条Bの規定に従つてこの憲章の改正を承認すること。

E 総会は、次の権能を有する。

一 機関の任務に関するいずれかの事項につき理事会に勧告する権限

二 理事会が総会の注意を促しにいずれかの事項に関して理事会に勧告する権限

三 事項を理事会に審議のため提案し、及び理事会に対し機関の任務に関するい
ずれかの事項についての報告を要請する権限

第六条 理事会

A 理事会は、次のとおり構成される。

一 任期の終了する理事会へ又は第一回理事会の場合には、附屬書Iにいう準備
委員会)は、理事会の構成員として、原子力に関する技術(原料物質の生産を
含む。)の最も進歩した五加盟国及び次の地域のうちこれらの五加盟国によつ

て代表されていなく、地域のそれぞれにおいて原子力に関する技術（原料物質の生産を含む。）の最も進歩した一加盟国を指定する。

- シ 北アメリカ
- ロ ラテン・アメリカ
- ハ 西ヨーロッパ
- ニ 東ヨーロッパ
- ホ アフリカ及び中東
- ヘ 南アジア
- ヘ 東南アジア及び太平洋
- コ 極東

2 任期の終了する理事会（又は第一回理事会の場合には、附屬書1にいう準備委員会）は、理事会の構成員として、原料物質の他の生産国であるベルギー、チエコスロヴァキア、ポーランド及びポルトガルのうちから二加盟及び技術

展助の提供国として他の一加盟国を指定する。いずれかの一年間この種類に属した加盟国は、次の年に同じ種類を再指定されることはないものとする。

3 総会は、理事会の構成員として、A1に掲げる地域における加盟国が理事会全体として公平に代表されるよう妥当な考慮を払った上で、理事会がその各地域（北アメリカを除く。）についてこの種類の代表者一人を席に含むように十加盟国を選挙するものとする。Dの規定に従って一年の任期をもって送出される五加盟国を除くほか、いずれかの一年間においてこの種類に属した加盟国は、次の任期に同じ種類を再送される資格を有しない。

- B A1及びA2に定める指定は、総会の各通常年次会期の六十日以前に行うものとする。A3に定める選挙は、総会の通常年次会期において行うものとする。
- C A1及びA2の規定に従い理事会において代表される加盟国は、その指定に次ぐ総会の通常年次会期の終りからその次の総会の通常年次会期の終りまでを任期とする。

D A3の規定に従い理事会において代表される加盟国は、自国が選挙された総会の通常年次会期の終りからその後の二番目の総会の通常年次会期の終りまでを任期とする。もつとも、一際一回理事会の選挙の後の、最初の選挙において選ばれた五加盟国の任期は、一年とする。

E 理事会の各種役員は、一個の投票権を有し、決定は、この憲章に別段の定めがある場合を除くほか、出席したつ投票する加盟国の多数決により行うものとする。理事会の全構成員の三分の二をもって定数とする。

F 理事会は、この憲章に定める総会に対する責任に従うことを条件として、この憲章に従い機関の任務を遂行する権限を有する。

G 理事会は、みづから決定する時に会合する。その会合は、理事会が別段の決定をしない限り、機関の本部で行うものとする。

H 理事会は、この構成員の中から議長及び他の職員を選出するものとし、また、この憲章の規定に従うことを条件として、理事会の手續規則を採択するものとする。

I 理事会は、理事会が適当と認める委員会を設立することができる。理事会は、他の機関との関係において理事会を代表すべき者を指名することができる。

J 理事会は、機関の要務及び機関により承認されたすべての計画に対し総会に対する年次報告を作成するものとする。理事会は、また、機関が国際連合又は機関の活動と関連のある活動を行う他の機関に対して提出するよう要請されたか又は要請されることのある報告を総会に提出するため作成するものとする。これらの報告は、年次報告とともに、総会の年次通常会期の少くとも一箇月前に機関の加盟国に提出するものとする。

第七条 職 員

A 機関の職員は、事務局長を長とし、事務局長は、理事会により四年を任期として任命される。事務局長は、機関の行政職員の長であるものとする。

B 事務局長は、職員の任命、組織及び活動に対して責任を負うものとし、かつ、

理事会の権限及び管理の下にあるものとする。事務局長は、理事会が採択する規則に従つて自己の任務を遂行するものとする。

C 職員は、機関の目的及び任務の遂行のため必要な資格を有する科学上、技術上その他の人員を含む。機関は、その恒久職員を最小数に保たなければならないという原則を指針とするものとする。

D 職員の募集及び雇用並びに勤務の条件の決定に際しては、最高水準の能率、技術的能力及び誠実を有する被用者を確保することに最大の考慮を払うものとする。この考慮に従うことを条件として、機関に対する加盟国の寄与、及びできる限り広範囲な地理的基礎によつて職員を募集することの重要性に対して妥当な考慮が払われなければならない。

E この憲章の規定及び理事会の勧告に基き総会が承認した一般規則に従うことを条件として、職員の任命、報酬及び解雇に関する条件は、理事会が作成した規則に従わなければならない。

F 事務局長及び職員は、その任務の遂行に際し、機関以外のいかなる階からも指示を求め、又は受けはならない。これらの者は機関の職員としての地位に影響を及ぼすいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の仕事の国際的性質を尊重することを約束し、また、これらの者が任務を遂行するに當つてそれらの者に影響を及ぼさうとしてはならない。

G この条において「職員」は、警備員を含む。

第八条 情報の交換

A 各加盟国は、自国の判断により機関にとって有用と考ふる情報を提供するものとする。

B 各加盟国は、第十一条の規定に従つて機関により与えられた援助の結果得られたすべての科学的資料を機関に提供しなければならない。

C 機関は、A及びBの規定により機関に提供された情報を収集し、かつ、それを利用しやすい形式で利用に供するものとする。機関は、原子力の性質及び平和的

利用に関する情報の加盟国間における交換を奨励するため積極的措置を執るものとし、また、この目的のため加盟国間の仲介者となるものとする。

(一六)

第九條 物質の供給

A 加盟国は、自国が適当と考へる量の特殊核分裂性物質を機関が同意する条件で機関に提供することが出来る。機関に提供された物質は、提供した加盟国の数量により、その加盟国が貯蔵し、又は、機関の同意を得て、機関の貯蔵所に貯蔵することが出来る。

B 加盟国は、また、第二十条に定める原料物質及び他の物質を機関に提供することになる。理事会は、第十三条に定める協定に基づき機関が受領するこれらの物質の量を決定する。

C 各加盟国は、自国がその法律に従つて即時に又は理事會が指定する期間中に提供する用意のある特殊核分裂性物質、原料物質及び他の物質の量、形状及び組成を機関に通告しなければならない。

D 加盟国は、機関の要請があつたときは、自国が提供した物質のうちから機関が指定する物質を機関が定める量だけ他の加盟国又は加盟国群に運搬なく引き渡さ

(一七)

なければならず、また、検閲の施設における仮業及び科学研究のため実際に必要な物資をそのために必要な量だけ検閲自体に運搬なく引き渡さなければならぬ。

い。
E 加盟国が提供した物資の量、形状及び組成は、理事会の承認を得て当該加盟国がいつでも変更することができる。

F Cの規定による最初の通告は、この憲章が当該加盟国について効力を生じた日から三カ月以内に行われなければならない。理事会が別段の決定を行わない限り、最初に提供される物資は、この憲章が当該加盟国について効力を生じた年に続く曆年による一年の期間に対するものとする。その後の通告も、同様に、理事会が別段の措置を執らない限り、通告が行われた年に続く曆年による年の期間に関するものとし、また、各年の十一月一日以前に行われなければならない。

G 検閲は、加盟国が検閲に対し提供する用意があると通告した量の物資のうち検閲が引渡を要請した物資の引渡の場所及び方法並びに、適当な場合には、その物

質の形状及び組成を指定するものとする。検閲は、また、引き渡された物資の量を検証しなければならない。また、その量を定期的にすべての加盟国に報告しなければならない。

H 検閲は、その所持する物資の貯蔵及び保護の責任を負うものとする。検閲は、これらの物資が、(1)天候による腐敗、(2)許可を得ていない移動又は転用、(3)破壊又は破壊(けぼた)リジエを含む、)及び(4)強制的差押えから守られることを確保しなければならない、検閲は、その所持する特殊核分裂性物資を貯蔵するに当り、その物資が多量にいずれかの国又は世界の一区域に集中しないような方法でその物資の地理的配分を確保しなければならない。

I 検閲は、できる限りすみやかに、必要となる次のものを設置し又は取得しなければならない。

- 1 工場、設備並びに物資の受領、貯蔵及び移出のための施設
- 2 物理的保障措施

- イ 十分な健康上及び安全上の措置
- ロ 受領した物質の分析及び検証のための管理試験所
- ハ 1 から4 まるに掲げるもののため必要な職員のための住居及び行政上の施設
- ニ この条の規定に従って提供された物質は、この憲章の規定に基づき理事会が決定するところに従つて利用されるものとする。いずれの加盟国も、自国が機関に提供する物質を機関が別個に保管するよう要求する権利又はその物質が利用されるべき特定の計画を指定する権利を有しないものとする。

(三〇)

第十條 役務、設備及び施設

加盟国は、機関に対し、機関の目的及び任務の遂行に役たつ役務設備及び施設を提供することができる。

第十一條 機関の計画

- A 機関のいずれかの加盟国又は加盟国群は、平和的目的のための原子力の研究、開発又は実用化のためのいずれかの計画を設定することを希望するときは、この目的のため必要な特殊核分裂性物質及び他の物質、役務、設備並びに施設の確保に当つて機関の援助を要請することができる。
- B 前記の要請には、計画の目的及び範囲の説明を附するものとし、理事会は、その要請を検討するものとする。
- C 機関は、前記の計画のために必要な物質、役務、設備及び施設の一若しくは二以上の加盟国による供給を取りまめることができ、又は機関が及すからそれらのもののいずれか若しくはすべてを直接に提供することを引き受けることができる。

(三一)

D 機関は、前記の要請を検討するための、計画を審査する資格を有する一又は二以上の者をその要請を行った加盟国又は加盟国群の領域内に送ることかできる。この目的のため、機関は、その要請を行った加盟国又は加盟国群の承認を得て、機関の職員を使用し、又はいずれかの加盟国の国民で適当な資格を有するものを雇うことかできる。

E 理事会は、この条の規定に基づき計画を承認する前に、次の事項に受当な考慮を払うものとする。

- 1 計画の有用性(その科学的及び技術的実行可能性を含む。)
- 2 計画の効果的且実施を確保するための企画、資金及び技術員の受当性
- 3 物質の取扱及び貯蔵並びに施設の運用のための提案された健康上及び安全上の基準の受当性
- 4 要請を行った加盟国又は加盟国群が必要な資金、物質、施設、設備及び役務を確保する能力の欠如

5 機関が利用しうる物質及び他の資源の公平な分配

6 その他の適当な事項

F 機関は、計画を承認したときは、その計画を提出した加盟国又は加盟国群と協定を締結するものとし、その協定は、次のことを定めるものとする。

- 1 要求された特殊核分裂性物質及び他の物質の計画への割当
- 2 特殊核分裂性物質が機関により保管されているか又は同物質を機関の計画への利用のため提供した加盟国により保管されているかを問わず、必要な積送の安全を確保しかつ受当な健康上及び安全上の基準に合致する条件の下における計画を提出した加盟国又は加盟国群へのその時の保管の場所からのその物質の移転
- 3 機関が及すからいづれかの物質、役務、設備及び施設を提供する際の条件(料金を含む)、並びに、いづれかの加盟国がそれらの物質、役務、設備及び施設を提供するときは、計画を提出した加盟国又は加盟国群と供給国とが取りさ

める条件

- 4. 計画を提出した加盟国又は加盟国群が行う (a) 提供される援助がいずれかの軍事的目的を助長するような方法で利用されないこと及び (b) 計画が第十二条に定める保障措置に従うべきこと (適当な保障措置は、協定に明記する。) についての約束
- 5. 計画から生ずる、発見若しくは発見又はそれに関する特許についての機関及び一又は二以上の関係加盟国の権利及び利益に関する適当な規定
- 6. その他の適当な規定
- G. この条の規定は、また、適当な場合には、既存の計画に関して行われる物質、役務、施設又は設備の専断に対しても適用される。

第十二条 機関の保障措置

A. 機関は、機関のいずれかの計画又は関係加盟国が機関に対して保障措置の適用を要請する他の取極に關し、その計画又は取極に關連する限度において、次の権

利及び責任を有する

- 1. 専門化した設備及び施設 (原子炉を含む) の設計を承認すること。
- 2. 機関が定める健康上及び安全上の措置の遵守を要求すること。
- 3. 原料物質及び特殊核分裂性物質の解明の確保に役立つ操作記録の保持及び提出を要求すること。
- 4. 経過報告を要求し、及び受領すること。
- 5. 照射を受けた物質の化学的処理のため用いられる方法を承認すること。回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質の処分について明示すること。及び、機関の継続的保障措置の下で特定の非軍事的使用のため保持することを機関が許可した量を除き、そのような特殊核分裂性物質を機関に寄託するよう要求すること。
- 6. 機関が一又は二以上の関係国と協議の上任命した検査官を一又は二以上の受領国の領域に送すこと。その検査官は、いつでも、供給された原料物質及び特

殊核分裂性物質並びに核分裂性産品の解明のため、並びに、第十一條F4に
いう軍事的目的の助長のために利用しないことについての約束、この條のA2に
いう健康上及び安全上の措置並びに機関と一又は二以上の関係国との間の協定
に定める他のいずれかの条件に対する違反の有無の決定のために必要なすべて
の場所、者及び資料に近づくことができる。

7. 違反が存在しかつ一又は二以上の受領国が要請された是正措置を適当な期間
内に執らなかつたときは、援助を停止し又は終止し、並びに当該計画の促進の
ため機関又はいずれかの加盟国が提供したいずれかの物質及び設備を撤回する
こと。

B. 機関は、必要な場合には、検査職員を設けるものとする。検査職員は、機関が
その承認、監督又は管理を受ける計画に対して適用することを定めた健康上及び
安全上の措置に違反していないかどうか、並びに機関の保管する又はその活動に
おいて使用され若しくは生産される原料物質及び特殊核分裂性物質がいずれかの

軍事的目的の助長のため使用されることを防止するため機関が十分な措置を執っ
ているかどうかを決定するため、機関がみずから行うすべての活動を検査する責
任を負うものとする。機関は、前記の違反が存在すること又は前記の十分な措置
が執られていないことを是正するための訂正措置を直ちに執らなければならぬ。

C. 検査職員は、また、この條のA6にいう解明を入手しかつ検証する責任並びに
第十一條F4にいう約束、この條のA1にいう措置及び機関と一又は二以上の関
係国との間の協定に定める計画の他のすべての条件に対する違反の有無を決定す
る責任を負うものとする。検査職員は、違反を事務局長に報告しなければならぬ。
事務局長は、その報告を理事会に伝達しなければならぬ。理事会は、発生した
と認める違反を直ちに訂正するよう一又は二以上の受領国に要求しなければなら
ない。理事会は、その違反をすべての加盟国並びに国際連合の安全保障理事会及
び總會に報告しなければならぬ。一又は二以上の受領国が適当な期間内に十分
な是正措置を執らなかつた場合には、理事会は、機関又は加盟国が提供する援助

の直接的削減又は停止の措置並びに受領加盟国又は受領加盟国群に提供した物質及び設備の返還の要求の措置のうちの一又は双方を執ることかできる。機関はまた、第十九条の規定に従い、違反を行った加盟国に対しその加盟国としての特権及び権利の行使を停止することかできる。

第十三条 加盟国に対する償還

理事会と物質、役務、設備又は施設を機関に提供する加盟国との間に別段の合意がない限り、理事会は、提供された品目の償還を規定する協定をその加盟国と締結するものとする。

第十四条 会計

A 理事会は、機関の経費の年次予算見積を総会に提出するものとする。これに関する理事会の作業を容易にするため、事務局長は、最初に予算見積を準備することとする。総会は、その見積を承認しなかつたときは、勸告を附して理事会に返却する。この場合には、理事会は、新たな見積を総会にその承認を得るため提出

しなければならぬ。

B 機関の支出は、次の種類に分類するものとする。

ノ 行政費 此れは次のものを含むものとする。

(a) Bニという物質、役務、設備及び施設に関連して雇用される職員以外の機関の職員の費用、会議に要する費用並びに機関の計画の準備及び情報の配付のための支出

(b) 機関の計画に関して又は第三系Aの規定に基づきいずれかの二国間若しくは多数国間の取極に関して第十二条に定める保障措置を実施する費用並びにこの条のEにいう貯蔵及び取扱に要する費用以外の機関による特殊核分裂性物質の取扱及び貯蔵に要する費用

ニ 機関がその認められた任務を遂行するに当って取得し、又は設置した物質、施設、工場及び設備に関する経費（一に掲げる費用を除く。）並びに機関が一又は二以上の加盟国との協定に基づき提供する物質、役務、設備及び施設の費用

C. B-1(b)の支出を定めるに当り、理事会は、機関と二国間又は多数国間の取極の
当時国との間の保障措置の適用に関する協定に基き回収しうる額を控除するもの
とする。

D. 理事会は、B-1に掲げる経費を総会が定める基準に従つて加盟国間に割り当て
るものとする。

E. 理事会は、機関が加盟国に提供する物質、役務、設備及び施設の料金（合理的
かつ画一的な貯蔵料及び取扱料を含む。）の基準を定期的に定めるものとする。
この基準は、B-2に掲げる経費及び費用に当るため十分な収入を機関にもたら
すよう作成しなければならぬ。前記の料金の収入は、加盟国に対しその加盟国
が提供したいずれかの物質、役務、設備又は施設に対して支払うため及び機関が
みずから必要とするB-2に掲げる他の経費に当てるために使用される別個の資金
とする。

F. Eにいう収入のうち同項にいう経費及び費用をこえる金額並びに機関に対する

任意の拠出金は、理事會が總會の承認を得て決定するところに従つて使用される
一般資金とする。

G. 理事會は、總會が承認した規則及び制限に従ふことを条件として、機関に代つ
て借入権能を行使する権限を有する。

H. 會計上の諸問題に関する總會の決定及び機関の予算額に関する理事會の決定は、
出席しかつ投票する者の三分の二の多数を必要とする。

第十五条 特権及び免除

A. 機関は、各加盟国の領域内において、機関の任務の遂行のため必要な法律上の
能力並びにそのための必要な特権及び免除を享有する。

B. 加盟国の代表並びに代表代理及び顧問、理事會のために任命された理事並びに
その代理及び顧問並びに機関の事務局長及び職員は、機関に関連する自己の任務
を遂行して遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

C. この条にいう法律上の能力、特権及び免除は、理事會の指令の下に行動する事

務局長によつてこの目的のために代表される機関と加盟国との間の別個の協定において定められるものとする。

第十六条 他の機関との関係

A 理事会は、総会の承認を得て、機関と国際連合との間及び機関と他の機関との業務が機関の業務と関連があるものとの間の妥当な関係を設定する一又は二以上の協定を締結する権限を有する

B 機関と国際連合との関係を設定する一又は二以上の協定は、次のことを規定するものとする。

- 1 第三条B4及び5に定める報告の機関による提出
- 2 国際連合の総会又はそのいずれかの理事会が採択した機関に關係のある決議の機関による検討並びに、要請があったときは、前記の検討の結果機関又は加盟国がこの憲章に従つて執つた措置について国際連合の適当な機関に対して行われる報告の提出

(三三)

第十七条 紛争の解決

A この憲章の解釈又は適用に關する問題又は紛争が交渉によつて解決されないものは、關係国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、国際司法裁判所規程に従ひ国際司法裁判所に付託するものとする。

B 理事会は、国際連合総会の許可を得ることを条件として、機関の活動の範囲内で生ずる法律上の問題に關して国際司法裁判所の勸告的意見を要請する権能を与えられる。

第十八条 改正及び脱退

A この憲章の改正は、いずれの加盟国も提案することからできる。事務局長は、改正案の本文の認証謄本を作成し、かつ、すべての加盟国に送付するものとする。

B 改正は、(i) 理事会が承認し、(ii) 出席しかつ投票する加盟国の三分の二の多数決により総会が承認し、並みに(iii) 全加盟国の三分の二がそれぞれ自国の憲法上の手續に従つて受託した時に、すべての加盟国について効力を生ずる。加盟国による

(三三)

受託は、寄託国政府に受託書を寄託することによって行われる。

(三四)

○ 加盟国は、この憲章が第二十一条Eの規定に従って最初に効力を生じた日から五年後又はこの憲章の改正を受諾することを望まないときはいつでも、寄託国政府に於てを書面による脱退通告により機関から脱退することが出来るものとし、寄託国政府は、直ちにその旨を理事会及びすべての加盟国に通報しなければならぬ。

○ 加盟国の機関からの脱退は、第十一条の規定に基いて発生した契約上の義務又はその加盟国が脱退する年についての予算上の義務に影響を及ぼすものではない。

第十九条 特権の停止

A 機関の加盟国で、機関に対する分担金の支払を滞納しているものは、この滞納金額が先づ二年間に支払うべき額と同額又はそれ以上の額となるときは、機関における投票権を失うものとする。もつとも、総会は、支払が行われなかったことかその加盟国の支配しえない条件によるものであると認めるときは、その加盟

国の投票権を認めることができる。

B この憲章又は締結されたいずれかの協定の規定に継続して違反した加盟国については、理事会の勧告に基づき、出席しかつ投票する加盟国の三分の二の多数決を以て行動する総会がその加盟国としての特権及び権利の行使を停止することができる。

第二十条 定義

この憲章において、

「特殊核分裂性物質」とは、プルトニウム²³⁹、ウラン²³³、同位元素²³⁵又は²³³を濃縮したウラン、前記のもの¹又は²以上を含有している物質及び理事会が随時決定する他の核分裂性物質をいう。ただし、「特殊核分裂性物質」は、原料物質を含まない。

「同位元素²³⁵又は²³³を濃縮したウラン」とは、同位元素²³⁵若しくは²³³又はその双方を、同位元素²³⁸に対するそれらの同位元素の合計の

(三五)

含有率が、天然に存在する同位元素二三八に対する同位元素二三五の率より大きくなる数量だけ含有しているウランをいう。

3. 「原料物質」とは、次のものをいう。

天然に存在する同位元素の混合物質を含有しているウラン
同位元素二三五が減耗したウラン
トリウム

金属、合金、化合物又は濃縮物の形状における以上の物質
他の物質を理事会が随時決定する濃度において以上の物質の一又は二以上を含有するもの

理事会が随時決定するその他の物質

第二十一条 署名、受諾及び効力発生

A この憲章は、千九百五十六年 月 日に、国際連合又はそのいずれかの専門機関のすべての加盟国による署名のため開放され、かつ、それらの国による署名のため九十日の期間開放される。

B 署名国は、批准書を寄託することによりこの憲章の当事国となるものとする。

C 署名国の批准書及びこの憲章のオ四条Bの規定に基づき加盟国としての地位を承認された国の受諾書は、ここに寄託国政府として指定するアメリカ合衆国政府に寄託するものとする。

D この憲章の批准又は受託は、各国がその憲法上の手続に従って行うものとする。

E この憲章は、十八国がBの規定に従って批准書を寄託した時に効力を生ずる。ただし、この十八国のうちには、カナダ、フランス、連合王国、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国のうち少くとも三国を含まなければならぬ。その後、寄託される批准書及び受託書は、それが受領された日に効力を生ずる。

F 寄託国政府は、この憲章のすべての署名国に対し、各批准書寄託の日及びこの憲章の効力発生の日を見やかに通報するものとする。寄託国政府は、すべての署名国及び加盟国に対し、その後いずれかの国がこの憲章の当事国となる日を見

やかに通報するものとする。

第二十二条 国際連合への登録

A この憲章は、寄託国政府により国際連合憲章第百二条の規定に従つて登録される。

B 機関と一もしくは二以上の加盟国との間の協定及び機関の承認を条件とする加盟国間の協定は、機関に登録されるものとする。それらの協定は、国際連合憲章第百二条の規定に基づき登録を必要とするときは、国際連合に登録されるものとする。

第二十三条 正文及び認証謄本

おのおのひとしく正文である、語及び、語により作成されたこの憲章は、寄託国政府の記録に寄託するものとする。この憲章の正式に認証された謄本は、寄託国政府により他の署名国政府及び甲四条Bの規定に基づいて加盟国としての地位を承認された国の政府に送付されるものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この憲章と署名した。

千九百五十六年 日 日に、作成された。

付属書一 準備委員会

(五〇)

A 準備委員会は、この憲章が署名のため開放された最初の日に発足するものとする。同委員会は、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコスロヴァキア、フランス、インド、ホルトガル、南アフリカ連邦、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の各一人の代表者並びに国際原子力機関憲章に関する国際会議により送ばれる他の六国の各一人の代表者からなる。準備委員会は、この憲章が効力を生ずるまで、及びその後、総会が会合してオ六条の規定に従い理事会を送出するまで引き続き存在する。

B 準備委員会は、次のことを行う。

1 総会の最初の会期の準備

2 オ六条A1、A2及びBの規定による一回理事会の構成員の指定